

特別講演

台湾刑事司法改革の成功

国立台湾大学教授

王

兆

鵬

榎本雅記(訳)

訳者はしがき

昨年二〇〇五年二月四日から約一週間の日程で、国立台湾大学で刑事訴訟法の教鞭をとられる王兆鵬 (Jaw-Peng Wang) 教授が来日、本学、名古屋地検、名古屋地裁等を訪問された。五日には本学において、現在台湾で進行中の刑事司法改革の内容についての講演が行われた。

台湾の刑事手続制度は、従来多くをわが国の旧刑法に依拠するものであったが、今般の刑事司法改革により、大きな変革の時期を迎えている。たとえば、被疑者取調べにおいて、その状況はすべて録音・録画されることになり、またアメリカ合衆国の制度に範をとった答弁取引 (Plea Bargaining) 制度も導入されるなど、わが国とは異なる発展および制度の導入がみられる。

本講演は、台湾刑事司法改革の重要点をおさえるため、また比較法研究の題材として格好の内容であると考えられるため、王教授の許可を得て、ここに訳出することにした。

なお、講演では時間の関係上、割愛された部分もあるが、訳出にあたっては本講演のもととなった英文原稿を利用した。

王教授略歴

- 二〇〇五年現在 国立台湾大学教授
台湾司法院刑事手続法調査改革委員会委員
台湾・ニューヨーク州弁護士
- 一九八五年 国立台湾大学卒業
- 一九九二年 コロンビア大学法学修士
- 一九九三年 シカゴ大学法学修士
- 一九九五年 シカゴ大学法学博士

王教授主要著作（書籍のみ）

- 一九九九年 刑事被疑者被告人の憲法上の権利
- 二〇〇〇年 台湾における捜索・差押え
- 二〇〇一年 停止・捜検 (Stop and Frisk) と人権
- 二〇〇二年 対審構造 (Adversary System) における刑事手続
- 二〇〇四年 アメリカ合衆国の刑事手続 (台北版)
- 二〇〇四年 新刑事手続法における新思考

二〇〇五年 アメリカ合衆国の刑事手続 (北京版)

講演目次

- 導 入
- 人権のさらなる保障
- 一 自 白
- 二 弁護人依頼権
 - (一) 公判前段階
 - (二) 公判段階
- 三 証拠排除法則
- 四 証人審問権
 - (一) 権利の形成
 - (二) 証人の宣誓
 - (三) 共同被告人
- 非対審構造から対審 (adversary) 構造へ
- 答弁取引 (Plea Bargaining)
- 検察官権限の縮小
- 一 身柄拘束
- 二 捜索・差押え
- 三 起訴裁量
- 結 論

導入

近時の刑事司法改革以前、台湾の刑事手続は、日本の戦前の法律を模倣していた。一九九七年、台湾は刑事司法システムの全面的な改革をスタートさせ、以来刑事手続法（CCP）の数百の規定を修正してきた。刑事手続法の修正において、台湾はすでに非常に多くのことを日本から学んでいる。台湾は、刑事手続の多くの面、とりわけ人權保障の点で、これまで日本法に依拠してきた。

台湾の近時の刑事司法改革では三つの重要な変化があった。まず第一に、被訴追者には多くの権利が与えられ、以前より保護の度合いが高められた。第二に、公判手続が二〇〇二年に職権主義モデルから当事者主義モデルへと変更された。第三に、検察官の権限が縮小された。現在のところ、台湾における刑事手続の変化は、議論はあるものの、劇的かつ重要なものである。

人權のさらなる保障

このトピックについては四つの点を論じることとする。すなわち、自由、弁護人依頼権、違法収集証拠排除、証人審問権についてである。

一 自由

過去台湾における自由に関する唯一の法は、刑法一五六条一項の任意性テストであった。この条文では、警察

官が違法な方法を用いて被訴追者を取り調べることを明示的に禁じていた。暴力、脅し、誘惑、欺罔、疲弊させる取調べ、違法な身柄拘束、その他不適切な手段による被訴追者取調べは刑法によって禁じられていた。前記のような違法な手段で得られた自由は、同法一五六条により排除されなければならない。

自由に関する法律は一九九七年大きく飛躍した。一五六条四項は、被訴追者の「有罪は、供述拒否や黙秘のみをもって推定されてはならない」と規定するが、この条文が黙秘権を意味するかどうかについては争いがあった。少なくとも、被訴追者の負罪的質問に答えることを拒否する権利に関して、刑法に明示的な規定がなかったことは確かであった。一九九七年、立法院 (the Legislative Yuan・議会) は九五条を改正した。同条は、被訴追者の黙秘権と、すべての手続段階における取調べ前の黙秘権告知の必要性を明記するものである。本条の意図は、被訴追者が黙秘権を持つかどうかについての疑義を解消することであった。しかし、ここでは警察官が黙秘権告知を怠った場合の効果については何も規定されていなかった。

同年、刑法に一〇〇―三条が追加され、法律に特別の規定のない限り、警察官は被訴追者を「夜間」取り調べることができないと定められた。「夜間」についての法律上の定義は、日没から夜明けまでである。この立法趣旨は、「夜間」に不任意な自由を獲得することを避けるという点にある。この条文についても警察官が従わなかったときの効果については定められなかったが、この点について二〇〇三年まで司法上の解釈がなされてきた。

一九九八年、自由の信用性を保護するため、一〇〇―一条が改正され、被訴追者の取調べは全部録音されるべきこととなった。必要があれば取調べはすべて録画される。書面中の被告人の供述は、それが録音、録画内容と矛盾すれば、排除される。立法過程の解釈から、取調べ過程を録音しなかった場合、かならずしも獲得された自由が排除されるわけではない。

取調べ前に被訴追者の権利を告知すべきことが九五条に規定されているにもかかわらず、その告知がなされなかつ

た場合でも、得られた自白を排除することにはなっていない。一九九七年の九五条改正以前でも、八八一条には、被訴追者が逮捕された場合、弁護人に立ち会ってもらうことができることについて警察官が被訴追者に対して告知しなければならぬと定められていた。⁵⁾しかし、一九八三年台湾最高裁は、警察官による八八一条の告知義務違反は、その後得られた供述に影響を与えないと判示した。その理由は次のようなものであった。すなわち、「警察官が取調べに際し、弁護人に立ち会ってもらう権利があることを被訴追者に直接告知しない場合、それは刑訴法八八一条四項に定める警察官義務違反となる。しかし、違反が被訴追者の供述の任意性に影響を与えないならば、警察署でなされた被訴追者の供述は許容され、証拠としての価値をもつ。下級審が事実を調査し、供述が事実と合致する場合、下級審は当該供述を判決の基礎とすることができる」⁶⁾。この保守的な判断により、法にしたがわず権利告知しないという警察の実務が強まっていた。

二〇〇三年、このような警察実務を変えるため、刑訴法に一五八一条が追加された。ここでは、警察官が被逮捕者に対して、黙秘権、弁護人依頼権を告知しなかったならば、警察官の義務違反が善意に基づくものでありかつ自白が任意になされたものである場合を除いて、その後得られた自白は排除される、と定められている。この一五八一条は、身柄拘束された被訴追者のみに適用され、身柄拘束されていない被訴追者には適用されないという点で、アメリカ合衆国におけるミランダールと非常に類似している。しかし、本規定では、身柄拘束されている者が黙秘権や弁護人依頼権を主張したときに警察官は取調べをやめなければならないとは定められていない。また身柄拘束されている者は、無資力の場合に公的弁護人を付される権利もっていない。現在、被訴追者に対して取調べ前に権利告知することが、通常の警察実務となっている。

一五八一条は、さらに、一〇〇一条（夜間の警察取調べの禁止）に違反して得られた自白につき、当該違反が善意になされかつ自白が任意になされてものであることの証明がある場合を除いて、排除されることも定めている。前述したように、一〇〇一条が加えられた当時、本条に従わなかった場合の効果については規定がなく、司法的解釈がなされていた。新たに一五八一条が加えられたことよってこの問題は解決された。

二〇〇三年のもう一つの重要な刑訴法の変更点は、一五六条三項である。従来、どちらの当事者が自白の任意性有無について証明責任を負うのかについて明らかでなかった。最高裁の初期の判決においては、警察の記録中にある自白について、十分な証拠なしに裁判所は当該自白を覆すことはできない、と述べたものもある。実務上は、被告人が自白の不任意性についての証明責任を負っていたように思われる。被告人の身体に明らかな傷がない場合、ほとんどすべての事案において、被告人が自白の不任意性を主張しても、公判廷における警察官との「宣誓競争 (swearing contest)」で、被告人は敗れていた。あらたに改正された一五六条三項では、被告人が、不適切な方法によつて自白をとられたとの主張をした場合は、常に裁判所は検察官に対して自白の任意性を証明するよう要請すべきである、と定められている。

要するに、台湾では近年、自白に関する法が大きく発展したということである。以前は、自白に関して一箇条しかなかった。すなわち、不任意自白または不適切な方法により得られた自白は許容されない、との規定である。現在、刑訴法には従来より多くの自白に関する条文が加えられるようになった。被訴追者の取調べは録音または録画されるべきである。すべての被訴追者は、取調べ前に自己の権利と犯罪の内容について告知されなければならない。法に特別の定めのない限り、警察官の取調べは「夜間」に行われず、それに違反した場合、警察官が善意にもとづき行為し、かつ自白が任意になされたものであることを検察官が証明しない限り、当該自白は排除される。警察官が被訴追者に対して黙秘権、弁護人依頼権を告知しなかった場合、警察官が善意にもとづき行為し、かつ自白が任意になされたものであることを検察官が証明しない限り、当該自白は排除される。

したがって、自白に関する法を書き直すにあたって、台湾は黙秘権とその告知を法律上規定することにつき、日

本を見習った。しかし、台湾はさらに先に歩を進めた。現在台湾では夜間は取調べできないとの規定が設けられ、取調べを録音するとの規定も設けられた。これは日本法にはない点であろう。もし警察官が被訴追者に権利告知をせず、あるいは夜間取調べのルールにしたがわなかった場合、得られた自由は排除される。これも日本にはない点であろう。

二 弁護人依頼権

(一) 公判前段階

一九八二年以前は、起訴された者のみが弁護人依頼権をもっていた。このため、起訴前段階で被疑者の弁護人は、警察や検察による取調べの場にいることはできなかった。一九八二年に法二七条が修正され、公判前に弁護人を依頼することが許されることとなった。弁護人は警察や検察による取調べの場にいることが可能となったのである。

被疑者は一九八二年以降、起訴前段階においても弁護人を依頼する権利があたえられることになった⁷⁾が、一九九七年にいたるまで、警察がこの権利を被疑者に告知する義務はなかった。被疑者が法八八一条によつて無令状で警察官に逮捕された場合のみ、被疑者は弁護人を依頼することができる旨を警察官から告知されるということが法律上規定されている⁸⁾。前述のように一九八三年最高裁は、警察官がこの義務に違反した場合でもその後得られた供述には影響をおよぼさないと判断を下していた。

一九九七年、立法院は九五条を改正し、刑事手続のいかなる段階においても、取調べ前に被訴追者は弁護人依頼権をもつことを警告されるべきである、と定められた。二〇〇三年、九五条を強化するため一五八一条が加えられた。これは、警察官が身柄拘束された者に黙秘権と弁護人依頼権を警告しなかった場合、警察官が当該義務違反につき善意かつ自由が任意になされたものであることを証明した場合を除いて、その後得られた自由は排除されるとの規定である。

もつとも身柄拘束された者が弁護人依頼権を主張したときには、警察は質問を中止しなければならぬことまでは要求されていない。しかしそれにもかかわらず、身柄拘束された者が弁護人依頼権を主張した場合、警察が質問を中止する方向に刑法は誘導している。法によると、身柄拘束された者は、法に個別に定められた例外状況のない限り、身柄拘束後二四時間以内に、裁判所に事実告知等手続 (arraignment) のため引致されなければならないとされる。実務上、警察官は身柄拘束された者を検察官に、身柄拘束後一六時間以内に引き渡す。弁護人の到着を待つため取調べが行われなかった場合、その待ち時間は二四時間制限に含まれないと、九三一条は規定している。しかし、この待ち時間は四時間を超えることはできない。実務上、身柄拘束された者が弁護人依頼権を主張したとき、弁護人の到着を待つ間取調べをしない警察官がいるのは、警察官としては四時間までではあるものの、身柄拘束されている者を拘束状態に長くとどめておきたいからである。さまざまな理由から警察官はできる限り被疑者の身柄を拘束しておこうとする。したがって、身柄拘束された者が弁護人依頼権を主張したときに、法律によつて規定されていないにもかかわらず、多くの警察官が取調べを中止するという実務になっているのである。

本規定を警察官が潜脱することがないように、九三一条はさらに、弁護人到着までの待ち時間に警察は被疑者を取り調べることができなるとも定めている。本条に違反した場合、警察官の違反が善意になされたものであり、かつ自由が任意になされたものであることを証明した場合を除いて、その後得られた自由は排除されることになる。

しかし、いくつかの警察署では、被疑者のもつ弁護人依頼権とは、まさに取調中弁護人においてもらうということ以上のものを意味しない⁹⁾。たとえ弁護人が警察署に現れても、弁護人が被疑者と話すことを許さない警察官もいる。彼らは時には、弁護人に対して、取調べをしているテーブルのはるか後ろに座ることを要求する。また警察官は取

調べの秘匿¹⁰⁾と称して、取調べ終了後に弁護人が調書を読むことさえ許さない場合もある。警察署での弁護人の大きな機能は、被疑者に助言を与えるということではなく、拷問やその他の不適切な警察の行為を監視するという点にあるということになる。この意味で台湾ではおそらくさらに人権を擁護するため、さらなる手当てがなされるべきであろう。

弁護人依頼権を擁護するために、さらなる法改正が現在検討中である。提案されている改正案では、警察取調べの場にいる弁護人はいつでも被疑者との相談ができ、彼に権利を伝えることができる、とされている。弁護人は被疑者取調べの全内容を聞く権利を持つ。取調中、警察はいかなる形態においても、被疑者と弁護人とを分離することはできないことになる。この修正の目的は、誤った実務を矯正する点にある。

(二) 公判段階

被告人は公判段階において、弁護人に依頼する権利をもつ。事案により裁判所は、被告人に弁護人を割り当てる義務さえある。この義務違反は、判決破棄事由となる¹¹⁾。二〇〇三年以前、種々の重罪事案、もしくは被告人が精神障害のため完全な供述をすることができない場合にかぎって、裁判所にこの義務が課せられていた¹²⁾。二〇〇二年に對審構造を採用して以来、低所得の被告人が弁護人指名を要請した場合に、裁判所にこのような義務が課せられると法により定められた。さらに二〇〇四年には、刑事法上答弁取引が採用されたが、被告人が六月以上の量刑を受け容れ、執行猶予のない場合、裁判所は弁護人を指名しなければならない、と定められた¹³⁾。

三 証拠排除法則

一九九八年以前は、違法な搜索差押により得られた証拠でも公判では必ず許容されていた。拷問その他不適切な方法によって得られた自白の排除を除いて、法律上、裁判所がいかなる状況下での物的証拠を排除するかについて何らの規定もなかった。証拠が違法に収集されたかどうかは、裁判官が実体的真実を発見しうるかぎりにおいて、調査する関心も義務もないまったく別の問題とされていた。他方、裁判官が違法に収集された証拠を排除した場合、それは破棄事由となり得た。しかし、一九九八年画期的な判決が台湾最高裁でだされ、そこで裁判所は違法に収集された証拠について、その証拠を許容することが正義と公正を損なう場合にはそのような証拠は排除されつと判示した¹⁴⁾。最高裁は、この決定を、自由は適正手続なしに縮減されることはなく、被訴者は公正かつ公開の裁判をうける権利をもつとの憲法上の規定に基づくものであるとした。

裁判所による排除法則の創設後、立法院は二〇〇一年以降繰り返し刑事法で、この法則を補強した。二〇〇一年に改正された法四一六条では、搜索をうけた者の申出により裁判所は当該搜索の適法性を審理すると定められた。搜索が裁判所により無効とされたなら、裁判所は得られた証拠を排除することができる。これは台湾の法律の歴史上一条が改正された。一三一条は、緊急時の搜索において、検察官又は警察官は搜索後三日以内に裁判所に報告しなければならぬことが規定された。当該搜索が違法であると裁判所が考えた場合、裁判所はこの搜索を無効とすることができる。もし、警察官または検察官が三日以内に裁判所に報告せず、または裁判所によって搜索が無効とされた場合、裁判所は公判において当該証拠を排除できる。前記二箇条に規定される排除法則は、同条に定められる要素に限定されている。二〇〇三年、さらに広範囲の排除法則が刑事法上付け加えられた。法一五八―四条には、法によって規定された手続に違反して得られた証拠を排除しつと定められた。言い換えると、排除法則は違法な搜索差押に限定されないということである。一五八―四条のもと、排除法則は必要のものではなく、裁量的なものであるとされる。証拠の許容性を判断するにあたり、裁判所は人権の保障と公益との衡量をしなければならない。

このあらたに採用された排除法則は、台湾における刑事手続改革の原因となってきた。過去と異なり、現在では証拠の正統性が争点となり、時には公判における最も重要な争点ともなっているのである。多くの弁護人は、しばしば公判廷でのあらたな「武器」を享受し、使用している。検察官、警察官の行為は今では公開の法廷で審査、調査されている。結果として、検察官と警察官は以前より手続法に注意を払うようになってきている。

排除法則採用後、被訴追者の中には、違法に得られた証拠が排除されたため、無罪となった者もいる。いくつかの事案で、証拠が違法に収集されたことを理由に、検察官が訴追の遂行を拒否するということがさえあった。したがって、被訴追者の権利は言葉だけで存在しているのではなく、現実にも意味をもっているといえる。

四 証人審問権

(一) 権利の形成

真実発見を理由として、以前は被告人は証人審問権をもたなかった。言い換えるなら、被告人は、自己に反する証人に反対尋問をする権利も、証人に対面する権利ももたなかった。裁判官は、被告人や弁護人の立会なく証人を取り調べる事ができた。裁判官が被告人に供述内容を読み聞かせ、供述の記録を示した場合、この状況下でなされた証人の供述はすべて、被告人に反して使用することが認められた。証人の公判廷での供述は、原則被告人に反して使用することが許された。

検察官の面前や、警察署でなされた証人の公判廷外の供述は、公判において当然に被告人に不利に利用された。多くの事例で最高裁は、被告人は証人と対面する権利を持たず、証人との対面を認めるかどうかは裁判所の裁量であると判示してきた。⁽¹⁵⁾

一九九五年、台湾の大司法委員会 (the Grand Justice Committee : 憲法裁判所) は、被告人は証人審問権をもつだけでなく、これは憲法に由来する権利であることを宣言した。⁽¹⁶⁾ この判決は、暴力団対策法 (Anti-hoodlum Act) を対象とするものであったが、同条二条は、「暴力団事案において、告発人、被害者または証人が自己の氏名や身元を秘匿しておきたいと要望した場合、警察又は裁判所は証人を非公開で分離して調査できる。すべての通知、書面において、彼らの氏名または身元はコードナンバーにおきかえられる。匿名証人の氏名、身元は、公開されない。被告人、弁護人は秘匿証人との対面または秘匿証人への反対尋問を要求できない。」と規定されていた。大司法委員会は、事案の状況を考慮することなく、同法は、単に告発人、被害者、証人が自己の氏名、身元の秘匿を要求しただけで、裁判所が証人を秘匿証人として非公開で審理することを要求するとともに、被告人、弁護人の秘匿証人に対する対面、反対尋問を妨げるものである、と理由つけた。そしてそれは、被告人の防御権を奪うものであり、裁判所の真実発見機能を損なうものであるとした。この判決の重要性は、被告人が証人と対面する権利をもっていることのみならず、その権利が憲法に由来するものであることを明らかにした点にある。

二〇〇三年、刑法一五九条が改正され、伝聞法則が承認され、被告人の証人審問権が強化された。同条は、被告人以外のすべての人の公判廷外の供述は、法が特別に定める場合を除いては、証拠とされない、というものである。このあらたな規定の下、警察署での証人の供述は、一定の例外を満たさない限り、証拠とされないことになった。しかし一五九一条の下、他の裁判官の面前でなされた証人の供述は、当然に例外なく許容される。また検察官の面前での証人供述も、いくつかの例外にあたらない限りにおいて、たとえ証人が宣誓せず、被訴追者に反対尋問の機会がなかった場合であっても、許容される。もちろん、これら伝聞例外については、学者および弁護士から多くの批判がある。

しかし最高裁は二〇〇三年にいくつかの判決を出し、そこで法によりいくつかの公判廷外供述が許容されるとしても、裁判所はなお被告人に、自己に反する証人に対する反対尋問の機会を与えるべきであると述べている。その

理由として、被告人のもつ、証人に反対尋問する権利は、憲法によって保障されているという。裁判所が被告人に対して、証人の公判廷外供述の調書を示したという事実では、刑訴法に適合しない¹⁷⁾。それにもかかわらず、もし被告人が公判廷において、当該供述を否認もしくは容認することしかできないとするならば、供述を許容することにより、真実発見が妨げられるばかりでなく、被告人のもつ証人への対審権が害されることにもなる¹⁸⁾。これら判決は、法の定める伝聞法則によって不適切に創設された衝撃を緩和しているといえる。

(二) 証人の宣誓

二〇〇三年以前、一定の証人は、たとえ偽証による処罰を理解する能力をもっているも、公判廷で嘘を言う権利をもっていた。たとえば、被告人の共謀者・被用者は証人となれたが、宣誓は許されていなかった。この宣誓のない供述が被告人に不利益に使用され得た。彼らは嘘をついても偽証罪で処罰されなかった。というのは、彼らは宣誓していないからである。このような人には次の者が含まれる。すなわち、(1)一六歳未満の者、(2)精神障害のため、宣誓書の意味と効力を理解できない者、(3)共犯者、犯罪者を隠匿した者、証拠を破壊、偽造した者、もしくは盗品を収受した者として、当該事実との関連を疑われていた者、あるいはそう疑われている者、(4)ある程度被告人または私訴人 (private prosecutor) と関係がある、またはあつた者、(5)その供述がその者自身またはその者と一定の関係のある人を刑訴訴追または処罰にさらすおそれのある者、(6)被告人または私訴人の被用者またはそれらの者と共に暮らす者¹⁹⁾。

被告人、被害者双方が、証人の宣誓のない供述の許容性について大きな疑念をもっていたにもかかわらず、立法院はこの法律を半世紀以上も維持してきた。刑訴法が対審構造を取り入れた後の二〇〇二年、ある証人が嘘をついていると公判立会検察官が確信したものの、この「司法妨害」をとめる手だてがないという事案が発生した。この

ため、裁判官、検察官、弁護士の助力の下、立法院は、前記法律を短時間で二〇〇三年に改正した。現在では、未成年者および精神障害者を除いてすべての証人は、公判での証言に際し宣誓をしなければならなくなっている。もし宣誓しなければ、その供述は公判において許容されない²⁰⁾。

もちろん証人はなお証言を拒絶する特権を有している。たとえば、医師は自分の患者についての情報を開示することを拒絶できる²¹⁾。被告人の母親は、自分の息子に関するすべてのことにつき、供述を拒否できる²⁴⁾。しかし、もし証言を拒否しないならば宣誓しなければならず、もし嘘をつけば偽証罪に問われる。

(三) 共同被告人

共同被告人の供述を証人の供述として取り扱うのか、被告人のそれとして取り扱うのかについては、これまで法は明確に定めていなかった。しかし最高裁は、共同被告人の公判廷外の供述について、たとえ被告人が共同被告人に対して反対尋問の機会を与えられていなくても、その証拠能力は認められる、と判示してきた。また、共同被告人の公判廷での供述についても、たとえ共同被告人が宣誓していなくても、その供述の証拠能力が認められるとも判示してきた²⁵⁾。この件について最高裁は共同被告人を証人というより被告人として取り扱ってきたのである。これが台湾で半世紀以上にわたって行われてきた実務であった。

前述のように、二〇〇三年法律が伝聞法則を定めた。伝聞法則のもと、共同被告人の公判廷外の供述は、法が定める場合を除いて、被告人に反して許容されない。同年、他の条文も刑訴法上規定され、そこでは共同被告人の公判廷での供述は、共同被告人が宣誓し、被告人が共同被告人に反対尋問をした場合でなければ、被告人に反して許容されない、と定められている。この意味で、共同被告人の供述について、証人の供述とまったく同様の扱いを法がしていることが明らかである。と同時に、共同被告人はなお自己負罪拒否特権をもっている。

二〇〇四年、さらに大司法委員会は、共同被告人の公判廷外供述、または公判廷での供述を被告人に反して使用することの許容性についての最高裁の従来の見解に対して、違憲であるとの判断も下している。ここでは、もし共同被告人の供述が宣誓のもとになされていないか、被告人によって反対尋問されていない場合、その供述を被告人に反して裁判所が許容したなら、それは憲法違反であると述べられている。²⁷⁾

日本の刑訴法では、公判における共同被告人の地位について何も規定されていない。私の知る限り、日本では公判廷での共同被告人は、共同の法廷において証人として扱われるべきか、それとも被告人として取り扱われるべきかについて、なお争いがある。しかし、台湾では二〇〇三年以降この問題は上記のように定められた。

非対審構造から対審 (adversary) 構造へ

台湾の公判は、戦前の日本法同様、二〇〇二年までは本質的に非対審構造であった。刑訴法一六三条一項は、「真実発見の必要性のため、裁判所はその職権により証拠を取り調べなければならない」と規定していた。この規定により、裁判所は真実を発見し、決定する第一次的義務を負っていた。たとえ当事者が事実を認め争わなかったとしても、裁判所はなお実体的真実を発見し、決定する独立の義務をもっていた。したがって、被告人、すべての証人に質問する主たる人とされ、またそう期待されているのが、裁判官だったのである。また裁判官は当該訴訟に関するすべての事実的、および法律的争点を取り上げることが要求されており、被告人の有罪、無罪を証明する最終的な義務を負っていた。台湾最高裁は、「公判で取調べられ、審理される証拠は、両当事者によって申し立てられたものに限られない。公判裁判所は、主導権を握って、真実発見のため犯罪要素に関する証拠すべてについて調査をしなければならない。」と判示していた。十分に証拠を調査しなかったことは、破棄事由になる。²⁸⁾

その結果、検察官、弁護人は、公判で真の意味で事案に関与できなかった。検察官の冒頭陳述²⁹⁾、通常、書面を文言通り読み上げ、あるいは単に次のような言葉をいうだけである。すなわち、「事実関係の詳細は書面に示されたとおりである」と。また、論告で検察官は、何も述べないのが普通であった。そのかわりに検察官は、「私は裁判所に対して、被告人の有罪、無罪の決定ならびに、量刑について、法に則って決せられることを要望する」と述べるだけである。事実、公判立会検察官は、被告人を起訴した検察官ではないのが通常であった。すべての検察官は、交替に異なる公判に立ち会うことになっていた。さらに、立会検察官は公判前に当該事案について何の情報ももっていないというのが、極めてあたりまえのことであった。

台湾において弁護人が公判で権限をもたなかったこともまた、非対審構造手続をとっていたことの帰結であった。台湾の弁護人は公判において重要な役割を果たさず、単に真実発見のため裁判所の補助をするに過ぎなかった。証人は、裁判長および陪席裁判官によって広範囲に取り調べられた。³⁰⁾ 裁判官の尋問の後に初めて、両当事者と弁護人は、裁判長に知らせた上で、証人を尋問することができた。³¹⁾ 弁護人の機能は、公判前または公判期日に申立を提示し、あるいは問題を提起することによって、裁判所の注意をひくことに限定されていた。弁護人が最終弁論にいたるまで何も述べないことは、ありえないことではなかった。それにもかかわらず、有能な弁護人は裁判官が長く情熱的な弁論を嫌っていることを知っていたため、最終弁論は通常五分未満で終わった。

二〇〇二年、立法院は、刑訴法一六三条を次のように改正した。すなわち「真実発見の必要性のため、裁判所はその職権により、証拠を取り調べることができる。ただし、正義の利益のため、または被告人の利益にとって重要な事項について、裁判所は、その職権により、証拠を取調べなければならない」。本条の言葉遣いは、台湾の公判手続が非対審構造から対審構造へと移行していることを示している。本条の下、裁判所でなく両当事者が、事実発見の第一次的な義務を負うのである。この改正に引き続いて、二〇〇三年にはアメリカ合衆国型（もしくは日本型）

の証拠法則が多く取り入れられた。

非対審構造から対審構造への移行は重要である。第一に、両当事者が証明責任を負うことになるので、以前より公判において積極的な役割を果たすことになる。新システムにおいて証人はまず両当事者に尋問され、その後裁判長に尋問されることになる。十分な準備をしていなければ、両当事者は証人を適切に尋問できない。現在では、検察官は事案についての十分な知識なく、公判にむかうことはなくなった。これが理由で、地方レベルの多くの検察官は、捜査部検察官チームに対して、公判部検察官チームをつくるようになった。捜査部検察官は、起訴前のすべての事柄、たとえば捜査や訴追決定に関わる。公判部検察官は、各種申立聴聞や公判といった起訴後のすべての事柄に関わる。「公判部検察官」という言葉は、以前には聞かれなかったものである。公判部検察官同様、弁護士も今では公判の観察者のように公判廷で座っているだけ、ということとはなくなった。公判部検察官、弁護士ともに、大いなる熱意をもって公判を主宰し、証人を尋問するようになっていく。

第二に、裁判官は公判において、より中立的な役割を果たすことになった。旧システムでは、検察官の冒頭陳述に続いて、裁判長が訴追犯罪事実に関して被告人に対して尋問を行っていた。³³⁾すなわち、被告人は、他の証人や証拠に先立って広範囲にわたり尋問されていたのである。この実務は、無罪推定および自己負罪拒否特権に反するものであった。最も悪いのは、被告人は通常、裁判官を公判廷における中立的な審判者ではなく、敵であるかみなしていたということである。新システムでは、検察官は、冒頭陳述後に証拠と証人を提出する。すべての証人と証拠が取り調べられた後初めて裁判所は被告人を取り調べることができる。³⁴⁾

旧システムでは、証人は、最初に、そして主に裁判官によって取り調べられていた。したがって、質問者（裁判官）と質問される者（証人）との間に、緊張状態が生じるのは当然のことであった。新システムでは、検察官と弁護士とが大いなる熱意をもって公判を支配し、証人に質問する。過去にはみられなかったような、弁護士と検察官との論争が現在では公判廷での日常的な出来事となった。公判における両当事者の争いを解決するため、証人尋問の方法を規定する規則が二〇〇三年刑法に取り入れられた。どちらの当事者が主尋問、反対尋問、再主尋問、再反対尋問をするのかについて、刑法上明らかかつ細かな規定がおかれた。³⁵⁾さらに、どのような証人への質問が許され、禁じられるのか、そしてどのような条件の下、当事者は不適切な質問に異議を申し立てることができるのか、裁判所は異議に対してどのように結論を下すのか等、という点についての基準も規定されている。裁判官はもはや公判において積極的な役割を果たさない。いまや裁判官は、両当事者間の争いを解決する、審判のようなものとなったのである。

第三、そして最も重要な点として、二〇〇四年に施行された「答弁取引」を挙げることができる。

答弁取引 (Plea Bargaining)

対審システム採用後、職務負担が飛躍的に増加したため、二〇〇四年から「答弁取引」が導入されることになった。二〇〇四年四月九日以降、検察官は被告人の有罪答弁のため取引ができることとなった。答弁取引が採用されるべきか否かについては、二〇〇三年に激しく議論された。一般的にいつて、裁判官、検察官、弁護士は採用に賛成、学者の多くは反対の意見であった。実際には答弁取引は、この採用以前にも、いくつかの裁判所において堂々と行われていた。裁判官の中には、率直に次のようなことを被告人に対して言うのがみられた。すなわち、「あなたは黙秘権と裁判を受ける権利をもってしている。しかし、もしあなたが自白し有罪の答弁をするなら、より軽い量刑が予想される」と。また、裁判官が公開の法廷において、弁護士や検察官に対して、相手方当事者と交渉するよう言ったり、要請したりする場面もみられた。もし両当事者が、被告人の有罪答弁と、検察官による軽い量刑の推奨

とにいたれば、裁判官は公判手続全体を簡略化、効率化させることになる。

合衆国の実務と異なり、台湾では答弁取引（交渉手続）を、重罪でない犯罪に限っている。刑法四五五―二条によると、交渉手続は、次の犯罪には適用されない。すなわち、死刑、無期自由刑、下限が三年以上の自由刑を科しうる犯罪、または高等裁判所が一審管轄をもつ犯罪、である。たとえば、殺人罪、身代金目的誘拐罪では「交渉」できない。答弁取引制度の導入の際に、この点についての異論はほとんどなかった。

裁判官が直接被告人と交渉すること、または取引過程にかかわることにつき、そうすべきか、あるいはそうできるのかという点もまた非常に争いのある問題であった。公式草案では、裁判官は被告人と取引できるだけでなく、取引過程は検察官に知らせることなく、または検察官の立会なく裁判官と弁護人との間でもおこないうることも書かれていた。しかし弁護人検察官双方が異なる理由でこの草案に反対した。検察官は、裁判官と弁護人との間の「秘密の取引」を好まなかった。弁護士は、もし交渉が結論にいたらない場合に自分の依頼者の運命を最終的に決する人との取引を決して望まなかった。検察官と弁護士からの強い抵抗によって、最終的に、裁判官は被告人と取引引きすることも、両当事者間の取引過程に関わることも許されることが法律上定められた。

法律によると、検察官は以下の事項について被告人と取引できる。すなわち、（１）量刑の範囲、（２）被告人に対して、被害者への謝罪を要求すること、（３）被告人に対して、賠償金として適切な金額を被害者に支払うことを要求すること、（４）被告人に対して、国庫または指定された非営利もしくは地方自治体への一定金額の支払いを要求すること。³⁶（３）（４）という事項については、当事者に同意され、その後被告人の訴答が裁判所に認められた場合、民事強制執行の理由となりうる。法は、検察官が被告人と他の事項について交渉することを禁じていない。しかし、法はそのような事項について法的効果を与えていない。たとえば、検察官は他の犯罪者に反する証言をするよう被告人と取引し要請することもできる。もし裁判所が軽い量刑を科した後、被告人が約束を守ることを拒否

し、他の犯罪者に反する証言をしなかったとしても、法は量刑を撤回する権利を検察官に与えていない。言い換えるなら、検察官が約束が破られるリスクを引き受けなければならず、被告人に対する法的修復方法はない、ということである。

被告人が検察官と合意にいたり、有罪答弁をした後、検察官は裁判所に対して「交渉手続」のための申立をすることができ、公式草案では、被告人も交渉手続のための申立をする権利をもつこととされていたが、この提案は、前述した交渉過程への裁判所の参加についてだされたのと同様の理由によって却下された。したがって、検察官は交渉手続申立をする専権をもつこととなった。この申立は、訴追の最初から最終弁論の前まで、いつでも行うことができ、またその期間になされなければならない。

上記申立が認められた後一〇日以内に、裁判所は被告人を審理し、被告人が答弁した犯罪と、その法律上の量刑範囲、被告人が放棄した権利を告知しなければならない。³⁷ 裁判所は、有罪とするための事実上の基礎があることを確認するため、被告人を調査し、検察官によって送られた事実を再検討しなければならない。また裁判所は被告人に、有罪答弁の際、被告人は、法律によって許容される例外を除いて、黙秘権、証人審問権、公判裁判を受ける権利、自分に有利な証拠の調査を求める権利、上訴の権利を放棄することになることを警告しなければならない。実務では、この調査と警告手続は、通常三〇分もかからない。被告人と手続の廉潔性を守るため、六ヶ月を超える自由刑を受け容れ、執行猶予のない被告人の場合、弁護人依頼権は放棄できない。³⁸

裁判所は両当事者の同意に拘束されず、申立を却下し、公判を開くことができる。法は明示的に、裁判所がこの申立を却下すべき多くの理由を定めている。抽象的な理由としては、たとえば同意が明らかに不適切が不公平という場合、具体的な理由としては、裁判所によって決定された事実が明らかに同意において主張された事実と異なる場合等が挙げられている。³⁹

もし裁判官が同意を却下すべきいかなる理由もみいだせないときは、公判なしで被告人に有罪を宣告できる（しなければならない）。合衆国の実務と異なり、もし裁判所が同意を受け容れる決定をしたなら、両当事者の合意の範囲で被告人の量刑をしなければならない。⁴⁰ 言い換えるなら、両当事者の同意の範囲を超える量刑を裁判所が科したい場合には、裁判所は申立を却下しなければならない、ということである。しかし、裁判所は同意を受け容れる場合、被告人に罰金、二年以下の自由刑、執行猶予つき自由刑のみを法にしたがい、宣告することができる。⁴¹

もし裁判所が同意を受け容れない場合には、交渉中になされた被告人やその代理人、弁護人の供述は、本件または他事件において被告人や共同被告人の不利に使用されない。⁴²

交渉手続採用後、取引をした事例の数は飛躍的に増加した。たとえば二〇〇四年五月から二〇〇五年四月の一年間に、公判なしで処理された取引がなされた事案は、三四六九件にのぼる。この数は将来増え続けると思われる。

検察官権限の縮小

台湾の検察官は、裁判官と同一の背景および資格をもつ。両者とも同一の司法（判事・検事）試験を通らなければならないし、合格後同一期間同一の施設で修習する。修習中、彼らは研修所で講義を受けるとともに、実務経験を積むため、裁判所および検察庁に割り当てられる。修習後、彼らは自分の選択と修習中の成績により検察官か裁判官になる。両者は同一の背景と資格をもつため、検察官は裁判官への転任要求をすることができるし、逆もまた可能である。したがって、検察官は一般的に、自分たちが刑事手続で異なる役割を果たしていること以外は、自身が裁判官とちがわなないと考えている。

一 身柄拘束

台湾において検察官は被疑者を「引致・告発 (arraignment)」する権限を与えられていた。憲法八条によると警察官は、この引致・告発のため逮捕後二四時間以内に被逮捕者を権限ある裁判所に引き継がなければならない。⁴³

警察官は被逮捕者を「裁判所」に引き継ぐと憲法上要求されているにもかかわらず、刑法上は、警察官は被逮捕者を「検察庁」に引き継ぐと規定されていた。検察官が被訴追者の身柄を拘束する非常に広範な権限をもっていた。⁴⁴

検察官は、必要かつ法に規定された理由の一に該当すると判断した場合、被疑者を裁判所の許可なく二ヶ月まで身柄拘束できた。⁴⁵

一九九五年、台湾憲法裁判所は、検察官に被疑者の身柄を拘束する上記権限を与えていることについて違憲との判断を下した。この判決の重要性は、検察官の身柄拘束権限を違憲とした点のみならず、検察官は裁判所と同一の権限を必ずしも有しないことを宣言した点にもある。この論点の複雑さ、重要性に鑑み、憲法裁判所は立法院に対して、この点に関する刑法改正のため、二年間の猶予を与えた。一九九七年二月一九日、最終的に検察官のもっていた被疑者の身柄を拘束する権限は、刑法上終わりを告げた。検察官が被疑者の身柄を拘束するためには、裁判所への申請が必要となった。

現在では、法が定める特別の状況がない限り、逮捕後二四時間以内に、被逮捕者は引致・告発のため権限ある「裁判所」に引き継がなければならない。実務上警察官は被逮捕者を逮捕後一六時間以内に検察官に引き継いでいる。その後、検察官は通常被疑者を取調べ、釈放すべきかどうかを決定する。検察官はなお釈放の条件を設定する権限をもっている。しかし、もし検察官が被逮捕者の身柄拘束を続けたいのであれば、勾留命令を得るために裁判所に請求しなければならない。裁判所が勾留命令請求を認めた場合、被逮捕者は二ヶ月間身柄を拘束される。二ヶ月後検察官がさらに裁判所に対して身柄拘束の延長を請求することができる。しかし、延長は一回のみで延長期

間は二ヶ月が上限である。⁴⁷⁾

身柄拘束に関する検察官権限の縮小は、実務上重要であった。一九九七年、検察官は身柄拘束命令の発令について権限をもっていたが、当時その数は二四五七件にのぼっていた。しかし検察官が身柄拘束命令をだす権限を失った一九九八年、その数は約三分の一である七五〇八件にまで下がった。

日本の実務と異なり、台湾の検察官は逮捕後、警察の持ち時間と合計して二四時間しか身柄拘束できない。もちろん台湾の警察・検察からは多くの批判がある。しかし、憲法の要求によれば、台湾の検察官が今後今より多くの拘束時間を持てるようになることはほぼあり得ないだろう。

二 搜索・差押え

二〇〇一年以前、検察官は搜索差押許可状発付の権限をもっていた。⁴⁸⁾ 警察官が搜索差押許可状を請求するのは裁判所ではなく、検察官であった。検察官自身が搜索差押を実行する場合は、緊急の状況がない場合でも令状は必要なかった。⁴⁹⁾

二〇〇〇年、二件の搜索に関する出来事が社会に衝撃を与え、検察官の搜索令状発付権限を終わらせることとなった。二〇〇〇年、国会議員のオフィスが検察官によって搜索されたが、この搜索をきっかけとして、立法院は検察官が搜索令状発付権限をもつべきかどうかについて再検討することになった。数ヶ月後別の検察官が、非常に有名な新聞社を搜索した。この二つの出来事があり、立法院は二〇〇一年、検察官の強い抗議にもかかわらず、搜索令状発付に関する検察官の権限縮小をあまり時間をかけずに決定した。

現在では緊急の場合および法に定められた例外の場合を除いて、⁵⁰⁾ 検察官は裁判所の発する令状なく搜索差押をできず、また警察官に搜索差押実行を認めることもできなくなっている。この規定に違反すると、前述のように証拠

が排除される。

検察官は今なお、通信傍受令状を発付する権限を有している。この権限は刑訴法ではなく、通信の保護と傍受に関する法律 (CPSC) に規定されている。二〇〇一年、立法院が検察官の令状発付権限についての改正をおこなった際、このような捜査上の権限は、効果的な犯罪統制のため必要であるとの検察官からの非常に強い抗議に直面した。おそらくそれが理由で、立法院は同時に多くの複雑な問題を取り扱いたくなかったのであろう。しかし、CPSC は早急に改正されるべきであり、検察官が将来通信傍受令状発付権限をもたなくなるであろうことは、一般に信じられているところである。

三 起訴裁量

検察官は捜査終結後、被疑者を有罪とするのに証拠が不十分であると判断した場合、起訴しない決定をしなければならない。⁵¹⁾ たとえ被疑者を訴追するに十分な証拠がある場合でも、検察官は重罪でない犯罪について、なお訴追しない決定をする、もしくは訴追を延期する裁量をもつ。

二〇〇二年までは、検察官による不訴追決定は、「外部者」にチェックされることはなかった。検察官による不訴追決定は、被害者または決定の再考を求めることができる者に通知されなければならない。⁵²⁾ 不訴追決定をした検察官が、再考の申立について理由があると史料した場合、当該検察官は捜査の継続するか、公訴を提起しなければならぬ。⁵³⁾ もし再考の申立について理由がないと史料した場合には、検察官は上級裁判所の首席検察官に事件を送らなければならない。⁵⁴⁾ もし上級裁判所の首席検察官が、再考の申立について理由があると史料した場合には、下級裁判所の検察官に、捜査の継続または裁判所への公訴提起を命じることができる。⁵⁵⁾ 上級裁判所の首席裁判官も、再考の申立について理由がないと史料した場合には、首席裁判官は申立を却下しなければならない。二〇〇二年以前

は、不起訴決定はこの時点で確定し、不服申立人は他の再考を申し立てることはできなかった。

二〇〇二年、二五八一条が刑法に追加され、検察官による不訴決定に異議を申し立てる別のルートが定められた。⁽⁵⁸⁾ 二五八一条により、不服のある者は、検察システム内の救済手続を利用しつくした後、裁判所に公判を開くことを要求できる。裁判所が公判開始の申立に理由がないと判断すれば、当該申立は却下される。と同時に、不起訴決定は確定し、被疑者は法律により定められた理由による場合を除いて、訴追され得ないこととなる。⁽⁵⁹⁾ もし裁判所がそれにつき理由があると判断すれば、裁判所は公判開始の命令を下す。したがって、この命令は起訴とみなされる。被疑者は当然ながら起訴されたものとみなされる。しかし、「被告人」はこの命令に対して上級裁判所に上訴申立ができる。

二五八一条の目的は、検察官による不起訴決定を「外部者」にチェックさせることにある。本条もまた検察官や学者から多くの批判を浴びている。学者は、本条は裁判所の本質を混同しているという。裁判所は検察官の監督者ではなく、捜査に関わるべきではないというのである。興味深いことに、二〇〇三年には二五八一条による一九四八件の公判開始の申立があったが、裁判所が認めたのはそのうちわずか五件であった。

二〇〇二年以前には、検察官が訴追裁量を濫用していないかどうかをチェックするシステムもなかった。被疑者が罪を犯したと疑うに十分な証拠がある場合、検察官は裁判所に公訴を提起しなければならぬ。⁽⁶⁰⁾ 公訴提起は書面で行われ、事実と証拠を含んでいなければならない。検察官が公訴を提起する際には、すべての関連書類、証拠を含んだファイルが裁判所に送られなければならない。⁽⁶¹⁾ 書類の送達は、検察官による捜査の完了と終了を意味する。台湾で対審構造を採用する以前、この時点で事案の真実を調査し発見するのは裁判所の義務となった。二〇〇二年以前、たとえ裁判所が当該訴追は十分な証拠によって裏付けられていないと判断したとしても、なお公判を開き真実を探索しなければならなかった。検察官による起訴決定に対するチェックシステムがなかったため、有罪率は非

常に低いものであった。たとえば賄賂事案につき、有罪率は一九九九年で四二%、二〇〇〇年で四一・四%にすぎなかった。

二〇〇二年、検察官の強い反対の中、「拙速な、悪意のある、不用意な、または苛酷な起訴を避け、被疑者を公訴提起から守り、被疑者自身および一般の人々のため公判による支出を回避し、公訴によって生じる被告人の屈辱や不安をなくし、公訴の提起が十分な理由に基づくものであるかどうかを確認するため」、⁽⁶²⁾ 刑法一六一条二項が追加された。この新しい規定により、第一回公判期日前、裁判所が検察官の証拠につき、「明らかに有罪とするに不十分である」と判断した場合には、裁判所は検察官に対して、一定期間内にあらたな証拠を提出するよう命令を下せるようになった。もし検察官がその期間内にあらたな証拠を提出しないなら、裁判所は公訴を棄却できる。本条は非常に重要であるが、多くの学者は本条は内容的にあまり出来が良くないと考えている。第一に、検討の時期が訴追前でなく訴追後であるという点が問題である。この時点で被訴追者はすでに公訴提起によって屈辱や不安を与えられている。第二に、もし裁判所が、検察官の証拠が「明らかに有罪とするに不十分である」と判断した場合、裁判所は直接公訴を棄却すべきであった。しかし本条は裁判所に公訴を棄却する権限を与えておらず、検察官にあらたな証拠の提供を命じることを要求している。検察官の「助力」が必要なので、裁判所は中立的な役割を果たしていない。

私の知る限り、日本法では検察官の起訴裁量に対するチェックに関する規定はない。しかし日本の場合、有罪率が九九%なのでこの必要がないのかもしれない。

結論

これまで台湾では、刑事司法の方向性や政策を考えるにあたって、日本の歩みを追いかけてきた。しかし近時の刑事司法改革においては、台湾の改革者はときに日本よりアメリカ合衆国のシステムを多く採用している。その最も典型的な例として、答弁取引の採用をあげることができる。人権保障という点で、改革者は日本の実務が保守的すぎるので、日本ではなく直接アメリカ合衆国に学ぶべきであるとも考えているようである。たとえば、自白と弁護人依頼権に関する法の書き直しにおいて、多くの改革者は日本の実務について何も言及していない。そうではなく、彼らはアメリカ合衆国のミンソダの権利を賞賛し、立法府に対してその採用を要求した。証人審問権についても、改革者はやはりアメリカ合衆国の実務をより好んでいる。その結果、共同被告人の法廷での供述は、共同被告人が宣誓をし被告人が反対尋問をしたのでなければ、被告人に不利に利用されることはなくなった。この点台湾は日本から相当離れはじめている。

しかし、日本はなお、刑事司法の多くの面において台湾に影響を与えている。たとえば、伝聞と証人尋問についての規則書き換えにおいて、台湾は日本より先に進んだとは言えない。台湾の伝聞と証人尋問についての規則は、若干異なるとはいえ、ほとんど日本法に基づいている。これが、両国とも陪審制をとっていない理由なのかもしれない。

現在台湾では上訴手続の書き換えが進められている。この問題の議論の中で、日本法と日本の実務は再び非常に重要な役割を果たしている。多くの人々は、日本の上訴手続をその成功ゆえに、単にコピーできないにすぎないと考えている。おそらくより多くをアメリカ合衆国から学びつると主張する別の論者もいる。台湾の上訴手続が今後と

うなるかは明らかでない。しかし、日本法を参考にすることなく上訴手続を起草できないことは確かである。日本法は台湾の刑事司法改革において無視されていないと私は信じる。

注

- (1) 台湾刑事訴訟法九八条
- (2) 「被訴追者の自白が暴力、脅し、誘惑、欺罔、疲弊させる取調べ、違法な身柄拘束、その他不適切な手段によって得られたものでなく、かつ事実合致する場合は、その自白は証拠として使用される。」
- (3) 刑法九五条は次のような規定である。「被訴追者は取調中、いかなる行為によって訴追され、刑法中どの規定が適用される可能性があり、また意思に反して供述する必要はなく、弁護士を依頼することができる(……)という(こと)について告知されなければならない。」
- (4) 警察官が夜間に被訴追者の取調べができるのは、以下の場合のみである。…1 被訴追者の取調べについての同意がある場合。2 夜間に被訴追者を逮捕した場合で、警察官が誤認逮捕でないかどうかがチェックする場合。3 検察官または裁判官が取調べを許容した場合。4 緊急状況にある場合。刑訴法一〇〇―三条一項参照。
- (5) 刑訴法八八―一条四項「本条一項により被訴追者を逮捕した場合、検察官、司法警察官、司法警察吏は、被訴追者およびその家族に対して、取調べにあたって弁護士に来てもらうことができる(……)ことを告知しなければならない。」
- (6) 最高裁 72-Tai Sum 1332.
- (7) 刑訴法一七条。
- (8) 刑訴法八八―一条四項。
- (9) 刑訴法二四五条二項「被訴追者の弁護人は、検察官、司法警察官または司法警察吏が被訴追者を取り調べるときに、現在することができぬ。」
- (10) 刑訴法二四五条一項は、「取調べは公開してはならない」と規定する。

- (11) 刑訴法三七九条七号。
- (12) 刑訴法三二条一項は次のように規定する。「短期三年以上の自由刑の事案、高裁が一審管轄をもつ場合、または被告人が精神の障害のため完全な供述をすることができない場合で、弁護人が依頼されていないときは、裁判長は被告人の防御のため公的弁護人または弁護人を指名しなければならない。…それ以外の事案において、低所得のため被告人により弁護人が依頼されておらず、弁護人指名の要請がなされている場合、または必要と解される場合にも、同様とする。」
- (13) 刑訴法四五五―五五条。
- (14) 最高裁 87 Tai Sun 4025.
- (15) 最高裁 26 Sun 1907; 78 Tai Sun 1488; 76 Tai Sun 6679; 72 Tai Sun 7770.
- (16) The Interpretation 384 of Grand Justice.
- (17) 刑訴法一六五条:「証拠として使用されつる記録としての書類およびその他の書面は、被告人に対して読み上げられ、もしくはその重要部分を説明されなければならない。」
- (18) 最高裁 91 Tai Sun 7369; 92 Tai Sun 3421; 92 Tai Sun 5415; 92 Tai Sun 4540; 92 Tai Sun 3824.
- (19) 一八〇条:証人は以下の二にあたる場合、証言を拒否することができる。
- (1) 証人が、被告人または私訴人の配偶者、直系血族、三親等以内の血族、二親等以内の姻族、家長または家族である場合。
- (2) 証人が、被告人または私訴人と婚姻している場合。
- (3) 証人が被告人または私訴人の法定代理人であるかもしくはあった場合、または被告人または私訴人が証人の法定代理人であるかもしくはあった場合。
- (4) 前項に掲げられた一つもしくはそれ以上の被告人または私訴人との関係をもつ者が、その他の被告人または私訴人のみと関係する事柄について証言を拒否することはできない。
- (20) 一八一―条:証人の証言が証人自身または証人と前条一項に規定する一定の関係にある者を刑事訴追または処罰にさらすおそれがある場合、証人は証言を拒否することができる。

- (21) 刑訴法一八六条。
- (22) 刑訴法一五八―三条:証人または専門家証人が真実を述べるとの宣誓書に法の要求する署名をしなかった場合、その証言または専門的意見は証拠として採用されない。
- (23) 刑訴法一八二条:医師、薬剤師、産婦人科医、聖職者、弁護士、弁護人、公証人、会計士である者もしくはあった者である証人、またはこれらの者の助手である者もしくはあった者で、その職業のため、他人に関連する秘密事項を知った者は、当該他人の承諾がない限りにおいて、質問された際、証言を拒否することができる。
- (24) 刑訴法一八〇条一項:以下に掲げる状況の一にあたる場合、証人は証言を拒絶することができる: (1) 証人が、被告人または私訴人の配偶者、直系血族、三親等以内の血族、二親等以内の姻族、家長、または家族であるもしくはあった場合……。
- (25) 最高裁 30 Sun 3038; 31 Sun 2423; 46 Tai Sun 419.
- (26) 刑訴法一八七―一条。
- (27) The Interpretation 582 of Grand Justice.
- (28) 最高裁 61 Tai Sun 2477 (1972).
- (29) 刑訴法三七九条一〇項。
- (30) 刑訴法二八六条:「法九四条にしたがって、裁判長が被告人を取調べた後、検察官は起訴事実の主要部分について陳述すべし。」
- (31) 旧刑訴法一六六条一項。
- (32) 旧刑訴法一六六条一項。
- (33) 旧刑訴法一八七条。
- (34) 刑訴法一八八条三項。
- (35) 刑訴法一六六条。
- (36) 刑訴法四五五―一条。本条により、検察官は、被告人と事項(1)(2)について同意する前に、被害者の同意を得なければ……。

ればならない。

- (37) 刑訴法四五―三三條
 (38) 刑訴法四五―三五條
 (39) 刑訴法四五―四四條は、裁判所が同意を却下すべき七つの理由を定めている。すなわち、1. いずれかの当事者が、前条に示されたような形態で同意を引き出していた場合、2. 被告人が自由な意思の下に交渉していなかった場合、3. 交渉された同意が明らかに不適切または不公正である場合、4. 訴追されている犯罪が四五―二二條一項によって排除された場合、5. 裁判所によって決定された事実が交渉された同意によって主張された事実と明らかに異なる場合、6. 被告人が、交渉にかかる犯罪よりもより重大な関連犯罪に関わっていた場合、7. 裁判所が、赦免の決定 (a judgment remitting the punishment) / 「訴追免除」の決定 (a judgment of "Exempt from Prosecution") / もしくは「事案不受理」の決定 (a judgment of "Case Not Entertained") を下すべき場合。

- (40) 刑訴法四五―四四條。
 (41) 刑法七四條：「二年以下の自由刑、拘留刑、罰金刑は、以下に掲げる条件があり、一時的な執行猶予が適切であると考えられる場合には、判決の日から五年以上五年以下の範囲で、その執行を猶予することができる……」
 (42) 刑訴法四五―七七條。
 (43) 台湾憲法八條二項は、「罪を犯したとの疑いで逮捕または勾留された場合、逮捕または勾留した機関は……二四時間以内に引致・告発のため権限のある裁判所に身柄を引き継がなければならない」と規定する。
 (44) 旧刑訴法二〇二條三項は、勾留令状は捜査中は検察官によって署名されると定めていた。
 (45) 旧刑訴法一〇一條：「被疑者は取調べ後必要があり、かつ七六條に定められる条件の一に該当する場合、その身柄を拘束される。」
 (46) 刑訴法一〇八條一項：「被疑者の身柄拘束は捜査中は二ヶ月を超えることができない……」。
 (47) 刑訴法一〇八條二項：「身柄拘束の期間延長はおの二ヶ月を超えることができない。捜査中は一回のみの延長が認められる……」

- (48) 二〇〇一年以前、刑訴法二二八條三項は次のように規定していた。…「搜索令状は捜査中は、検察官によって署名される……」
 (49) 旧刑訴法二二九條：「検察官または裁判官は、搜索令状なく自身で搜索を実施することができる。しかし検察官、裁判官は身分証明カードを呈示しなければならない。」
 (50) 例として、適法な逮捕にともなう搜索、同意搜索がある。
 (51) 刑訴法二五二條：「以下のうちの二の条件が存在する場合、起訴しない決定がなされるべきである……一〇号 犯したとされる罪に関する容疑が不十分であるとき。」
 (52) 刑訴法二五三條：検察官は、刑法五七條の規定を考慮した上で、刑訴法三七六條に規定される事案について訴追しないことが適当であると思料した場合、当該事案を訴追しないことができる。
 刑法五七條：「刑の量定に際しては、事案のすべての状況が考慮され、また以下に掲げる要素について特に注意を払うべきである：

- 1 被告人の動機
 - 2 被告人の目的
 - 3 犯罪時の興奮度
 - 4 犯罪関与の手段
 - 5 犯人の生活状況
 - 6 犯人の行為
 - 7 犯人の一般的知識と知性
 - 8 犯人と被害者との関係
 - 9 犯人によって引き起こされた危険性と被害
 - 10 犯罪行為後の犯人の態度
- (53) 刑訴法二五三―一條一項：被疑者が、死刑、無期自由刑または短期三年以上の自由刑により処罰される犯罪以外の犯罪

を行った場合で、検察官が刑法五七条に規定されている事項と公共の保護と利益とを考慮した上で、起訴延期が適当であると思料した場合、検察官は、延期決定が確定した日から開始する一年以上三年以下の期間を設定して、起訴を延期することができる。

(54) 刑訴法二五五条二項・刑訴法二五六条一項。

(55) 刑訴法二五七条一項。

(56) 刑訴法二五七条二項。

(57) 刑訴法二五八条。

(58) 二五八一条・前条に規定された却下決定に同意できない不服申立人は、却下決定をうけた日から一〇日以内に、当該事案を公判にかけるため管轄第一審裁判所に書面で申立を行うことができる。

(59) 刑訴法二六〇条・「不起訴決定が確定した場合、……以下の条件の一にあたる場合を除いては、同一事案によって訴追されることはない：

1 あらたな事実または証拠が発見された場合；

2 四二〇条一項、二項、四項、五項に定められている、公判再審理の条件のいずれかが存在する場合。」

(60) 刑訴法二五一条・「もし捜査中に検察官によって得られた証拠が、被疑者が罪を犯したと疑うに十分である場合、公訴が提起されるべきである。」

(61) 刑訴法二六四条二項・「公訴提起は次の事項を含んでいなければならない……2. 犯罪の事実と証拠および違反した法条。」

(62) 刑訴法二六四条三項・「公訴が提起される際、ファイルと関連書類は裁判所に送られなければならない。」

(63) Rosenberry, J. in *Thies v. State*, 189 N.W. 539 (Wis. 1922).

二〇〇五年二月五日 講演(場所…名城大学)